

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

総社市長及び副市長の事務の引継ぎに関する規則（平成19年総社市規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式と同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>別記様式（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別記様式（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。



別記様式（第2条関係）

事務引継書

- 1 総社市職氏名任期満了（辞職，死亡等）のため， 年 月 日総社市役所において事務の引継ぎを行う。
- 2 前任者職氏名（前任者職氏名死亡のため職氏名）は，別冊の事務引継目録を調製して，後任者（後任者が定まらないため引き継ぐことができないから職氏名）とともに現物と照合して，その確認を受けた。
- 3 職氏名（何々の事由により立ち合うことができないので職氏名）は，この引継ぎに立会いした。

上記のとおり相違なく事務の引継ぎを完了したから，立会者とともにここに署名する。

年 月 日

前任者（前任者職氏名は死亡等のためその代理）

職氏名

後任者（後任者が定まらないためその代理）

職氏名

立会者

職氏名

## 事務引継目録

1 書類の部	別冊（1）のとおり
2 帳簿の部	別冊（2）のとおり
3 財産の部（長の場合のみ。）	別冊（3）のとおり
4 処分未了又は未着手の事項	別冊（4）のとおり
5 将来企画すべき事項	別冊（5）のとおり

### 備考

別冊（1）には、書類名及び部数を記載すること。

別冊（2）には、帳簿名及び部数を記載すること。

別冊（3）には、公有財産、物品、債権及び基金に分けて記載し、その種別の細目金額も記載すること。

別冊（4）及び（5）には、事項別にその処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載すること。